

葬儀の契約における消費者トラブルの防止に 関する協定に係わる選定委員会設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、消費者行政センターが「葬儀の契約における消費者トラブルの防止に関する協定」の締結にあたり、事務の公正かつ適正な執行を確保するため設置する「葬儀の契約における消費者トラブルの防止に関する協定に係わる選定委員会(以下「選定委員会」という。)」について、必要な事項を定めるものとする。

(所掌)

第2条 選定委員会は、次の事項について審議する。

- (1) 協定締結事業者団体の選定に関すること。
 - (2) その他選定に必要な事項に関すること。
- 2 選定は、別に定める選定基準により行う。

(選定委員会の構成)

第3条 選定委員会の委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 経済労働局産業政策部長
- (2) 経済労働局消費者行政センター室長
- (3) 経済労働局企画課長
- (4) 健康福祉局健康増進課長

2 選定委員会は、産業政策部長を委員長、消費者行政センター室長を副委員長とし、委員長は選定委員会を代表し、会務を総理する。

3 委員長が、事故その他の事由により職務を遂行できないときは、副委員長がその職務を代理する。

(会議)

第4条 選定委員会は、必要に応じ委員長が招集する。

2 選定委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(意見)

第5条 選定委員会は、必要があると認めるときは、消費者行政推進委員会又は、専門的知識を有する者その他関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(関係職員の出席)

第6条 委員長は、必要があると認めたときは、関係職員の出席を求め、その意見又は説明を聞くことができる。

(庶務)

第7条 庶務は、消費者行政センターにおいて処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、選定委員会の運営に関し、必要な事項は委員長が選定委員会に諮り定める。

附 則

この要綱は、平成20年 5月 29日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年 9月 1日から施行する。